



和歌山市公報

令和8年（2026年）9月15日

第1831号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
61	市長の職務を代理する上席の職員を定める規則等の一部を改正する規則・・・（総務課）	3
62	和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）	5

【 訓 令 】

8	和歌山市副市長事務担任規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	6
---	--	---

【 告 示 】

314	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・（納税課）	8
315	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	9
316	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（環境政策課）	14
317	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	18
318	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	19
319	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	20
320	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、今福霊園管理料及び和歌山市若竹学級利用料の収納事務委託の一部改正・・・・・・・・・・（納税課・保険総務課・介護保険課・国保年金課・青少年課）	21
321	公示送達（令和6年度介護保険料納入通知書並びに令和8年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・（介護保険課）	22
322	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・（市民自治振興課）	23
323	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	24
324	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（環境政策課）	27
325	市道路線の認定の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	30
326	道路区域の決定及び供用開始の一部改正・・・・・・・・（道路管理課）	31
327	市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	32
328	公示送達（令和8年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	33
329	公示送達（令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書）・・・・・・・・（資産税課）	34
330	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	35
331	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の更新の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	36
332	公示送達（配当計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	37
333	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	38
334	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	39

335 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定地域密着型介護サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課)	40
336 介護保険法の規定による第 1 号事業に係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課)	41

【 公 告 】

○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・	(建築指導課)	42
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・	(建築指導課)	43
○ 所有者等の所在が明らかなでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課)	44
○ 所有者等の所在が明らかなでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課)	45
○ 所有者等の所在が明らかなでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課)	45
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	(都市計画課)	46
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	(都市計画課)	47
○ 和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・	(農林水産課)	48
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	(都市計画課)	50

【 選挙管理委員会告示 】

63 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	51
64 和歌山県議会議員補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	52
65 和歌山県議会議員補欠選挙における開票の場所及び日時・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	53
66 和歌山県議会議員補欠選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	54
67 和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所等・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	55
68 和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	56
69 公職選挙法第 17 条による投票区の一部改正・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	57
70 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	58
71 和歌山県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	59

【 教育委員会規則 】

4 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区並びに学校指定に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(教育政策課)	60
--	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会の招集・・・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	61
----------------------	------------	----

【 企業局告示 】

28 和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・	(企業総務課)	62
29 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・・・	(企業総務課)	63

市長の職務を代理する上席の職員を定める規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

和歌山市規則第 61 号

市長の職務を代理する上席の職員を定める規則等の一部を改正する規則

（市長の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正）

第 1 条 市長の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の職務を代理する者の順序を定める規則

本則中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）」を「法」に改め、本則を第 3 条とし、同条に見出しとして「（市長の職務を代理する上席の職員の順序）」を付し、同条の前に次の 2 条を加える。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 152 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、市長の職務を代理する者の順序に関し、必要な事項を定めるものとする。

（市長の職務を代理する副市長の順序）

第 2 条 法第 152 条第 1 項の規定により市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 鶴巻副市長

第 2 順位 貴志副市長

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項の順序を変更することができる。この場合においては、その旨を告示するものとする。

（和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則の一部改正）

第 2 条 和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則（昭和 37 年規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「副市長」を「消防局に属する事務を担当する副市長」に改める。

（和歌山市人権・同和対策協議会規則の一部改正）

第 3 条 和歌山市人権・同和対策協議会規則（平成 14 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「会長」の次に「、副会長」を加え、同条第 2 項中「副市長」を「市民環境局に属する事務を担当する副市長」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 副会長は、前項に規定する副市長以外の副市長をもってこれに充てる。

第 4 条第 2 項中「に事故があるとき、又は会長が」を「及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（和歌山市事務決裁規則の一部改正）

第 4 条 和歌山市事務決裁規則（平成 15 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「副市長」を「両副市長」に改める。

別表第 3 中

副市長	所管の局長
所管の局長	

を

「

市長の職務を代理する者の 順序を定める規則（平成 1 8 年規則第 86 号）第 2 条 第 1 項の規定により第 1 順 位として定められた副市長	市長の職務を代理する者の 順序を定める規則第 2 条第 1 項の規定により第 2 順位 として定められた副市長
他の副市長	所管の局長

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 8 日から施行する。

（令和 8 年 9 月 7 日揭示済）

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

和歌山市規則第 6 2 号

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則

和歌山市火災予防規則（昭和 3 7 年規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条の 4 第 1 項中「第 3 1 条の 3 第 1 項第 1 号」を「第 3 1 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 8 年 9 月 1 5 日揭示済）

和歌山市訓令第 8 号

和歌山市副市長事務担任規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

和歌山市副市長事務担任規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、副市長の事務担任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 1 8 年規則第 8 6 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた副市長

- （1）総務局に属する事務
- （2）危機管理局に属する事務
- （3）財政局に属する事務
- （4）産業交流局に属する事務
- （5）出納室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）
- （7）教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- （8）監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- （9）選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- （10）人事委員会に属する事務（人事委員会の権限に属する事務を除く。）
- （11）農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- （12）固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則第 2 条第 1 項の規定により第 2 順位として定められた副市長

- （1）市民環境局に属する事務
- （2）健康局に属する事務
- （3）福祉局に属する事務
- （4）都市建設局に属する事務
- （5）企業局に属する事務（公営企業管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）消防局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）

2 市長公室に属する事務については、両副市長が担任する。

第 3 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、両副市長が担任する。

- （1）市政の基本的な計画の策定及び重要施策の総合調整に関する事務
- （2）条例、規則及び訓令の制定改廃に関する事務
- （3）人事に関する事務
- （4）組織に関する事務
- （5）予算編成に関する事務

（6）議会の招集、議案の提出その他議会に関する事務

（7）その他重要又は異例に属し、両副市長が担任することが必要であると市長が認める事務

第 4 条 両副市長のいずれかに事故があるとき、又は両副市長のいずれかが欠けたときは、他の副市長がその事務を担当する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 8 年 9 月 8 日から施行する。

（和歌山市幹部連絡会議規程の一部改正）

2 和歌山市幹部連絡会議規程（昭和 48 年達第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「副市長」を「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた副市長」に改める。

（和歌山市文化行政推進協議会規程の一部改正）

3 和歌山市文化行政推進協議会規程（昭和 55 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「副市長」を「産業交流局に属する事務を担当する副市長」に改める。

（和歌山市政策調整会議規程の一部改正）

4 和歌山市政策調整会議規程（昭和 63 年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「副市長」を「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた副市長」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する副市長に事故があるとき、又は当該副市長が欠けたときは、市長の職務を代理する者の順序を定める規則第 2 条第 1 項の規定により第 2 順位として定められた副市長がその職務を代理する。

第 4 条第 1 項中「副市長」を「前条第 1 項に規定する副市長」に改める。

（和歌山市情報化推進委員会規程の一部改正）

5 和歌山市情報化推進委員会規程（平成 13 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表副委員長の項中「副市長」を「総務局に属する事務を担当する副市長」に改め、委員の項中

「

公営企業管理者

」を

「

総務局に属する事務を担当する副市長以外の副市長
公営企業管理者

」に改める。

（令和 8 年 9 月 7 日揭示済）

和歌山市告示第 3 1 4 号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市長 尾崎 太郎

（登載省略）

（令和 8 年 9 月 3 日揭示済）

和歌山市告示第 315 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南海化学株式会社
大阪府大阪市西区南堀江 1 丁目 12 番 19 号
代表取締役執行役員 杉岡伸也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

南海化学株式会社青岸工場
和歌山市湊 1342

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 71 号の 4-イに掲げる廃酸・廃アルカリの中和施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに中和槽を設置する。別表第 1 のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第 2、別表第 3、及び別表第 4 のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 5 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 9 月 3 日から同年 9 月 24 日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 特定施設に関する事項

区分	新設		
施設名	中和槽		
特定施設番号及び名称	第 71 号の 4-イ		
主要寸法	3,600W×3,000L×5,000H(mm) ×2 槽		
能力	90m ³ /h		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後 8 か月		
使用開始予定年月日	許可後 8 か月		
1 日当たりの使用時間	24 時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
汚水	区分 項目	通常	最大

等 の 汚 染 状 態	pH	6.7	8.0
	COD (mg/L)	28.9	28.9
	SS (mg/L)	33	33
	n-Hex (mg/L)	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	18.8	18.8
	T-P (mg/L)	3.1	3.1
	T-Cr (mg/L)	0.03	0.06
	Cd (mg/L)	0.01	0.01
	As (mg/L)	0.01	0.01
	Pb (mg/L)	<0.01	<0.01
	Se (mg/L)	0.02	0.03
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		1,279	1,406
備考			

別表第 2 汚水等の処理に関する事項（1）

区分		既設			
施設名		No. 1 工程排水中和処理施設			
構造		FRP 製			
主要寸法		内径 1200mmφ×7700mmH			
能力		35 m ³ /h			
処理の方式		脱却＋中和			
1 日当たりの使用時間		連続 24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし			
汚 水 等 の 汚 染 状 態	区分 項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	2.1	6.3	2.0	8.0
	COD (mg/L)	204	20	327	33
	SS (mg/L)	28	28	48	48
	n-Hex (mg/L)	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	9.8	9.1	20.9	19.4
	T-P (mg/L)	3.78	3.48	6.62	6.09
	T-Cr (mg/L)	0.20	0.20	0.37	0.37
	Cd (mg/L)	0.04	0.04	0.07	0.07

	A s (mg/L)	0.04	0.04	0.07	0.07
	P b (mg/L)	0.04	0.04	0.07	0.07
	S e (mg/L)	0.04	0.04	0.07	0.07
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		694	694	766	766

別表第 3 汚水等の処理に関する事項（2）

区分		新設			
施設名		排水処理施設			
構造		R C 構造			
主要寸法		17,600W×9,200L×5,000H(mm)			
能力		40 m ³ /h			
処理の方式		pH 調整＋凝集沈殿			
1 日当たりの使用時間		連続 24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし			
汚水等の汚染状態	区分 項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	p H	2.1	5.0	2.0	9.0
	C O D (mg/L)	19	15	32	25
	S S (mg/L)	27	11	46	18
	n-H e x (mg/L)	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	8.7	8.7	18.6	18.6
	T-P (mg/L)	3.35	0.2	5.83	0.2
	T-C r (mg/L)	0.19	0.07	0.35	0.13
	C d (mg/L)	0.04	0.03	0.07	0.06
	A s (mg/L)	0.04	0.02	0.07	0.06
	P b (mg/L)	0.04	<0.01	0.07	<0.01
	S e (mg/L)	0.04	0.03	0.07	0.06
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		719	719	796	796

別表第 4 汚水等の処理に関する事項（3）

区分		新設			
施設名		中和槽			
構造		RC+FRP コーティング			

主要寸法	3,600W×3,000L×5,000H(mm) ×2 槽				
能力	90m ³ /h				
処理の方式	pH 調整				
1 日当たりの使用時間	連続 24 時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分 項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.0	6.7	9.0	8.0
	COD (mg/L)	17.5	28.9	17.5	28.9
	SS (mg/L)	19	33	19	33
	n-Hex (mg/L)	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	8.9	18.8	8.9	18.8
	T-P (mg/L)	1.8	3.1	1.8	3.1
	T-Cr (mg/L)	0.03	0.03	0.06	0.06
	Cd (mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01
	As (mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01
	Pb (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	Se (mg/L)	0.02	0.02	0.03	0.03
	汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)	1,279	1,279	1,406	1,406

別表第 5 排出水の汚染状態及び量

汚水等の汚染状態	区分 項目	既設	
		No. 1 総合排水	
		通常	最大
	pH	6.7	8.0
	COD (mg/L)	6.9	12
	SS (mg/L)	5	9
	n-Hex (mg/L)	0.2	0.2
	T-N (mg/L)	2.6	5.4
	T-P (mg/L)	0.55	0.93
	T-Cr (mg/L)	<0.03	<0.03
	Cd (mg/L)	0.004	0.01
	As (mg/L)	<0.01	0.01

	P b （m g ／ L）	<0.01	<0.01
	S e （m g ／ L）	0.01	0.01
排水水の 1 日当たりの量（m ³ ）		4,447	4,960

(令和 8 年 9 月 3 日揭示済)

和歌山市告示第316号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月3日

和歌山市長 尾崎 太郎

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南海化学株式会社

大阪府大阪市西区南堀江1丁目12番19号

代表取締役執行役員 杉岡伸也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

南海化学株式会社青岸工場

和歌山市湊1342

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イに掲げるろ過施設、別表第1第27号ハに掲げる亜硫酸ガス冷却洗浄施設、別表第1第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設及び別表第1第71号の4-イに掲げる廃酸・廃アルカリの中和施設

(4) 特定施設に関する事項

別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2、別表第3及び別表第4のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第5のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年9月3日から同年9月24日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	変更前 (C-1・2・3C)	変更後
特定施設番号及び名称	第27号ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設	同左
構造	No.1 SS400+ゴムライ+フォームグラス+耐火レンガ No.2 SS400+ゴムライ+耐火レンガ No.3 SS400+ゴムライ	同左
主要寸法	No.1 内径 1,616mmφ×6,000mmH No.2 内径 1,620mmφ×4,500mmH No.3 内径 1,900mmφ×4,500mmH	同左
能力	入口ガス温度 600℃ 出口ガス温度 55℃ 8,000Nm ³ /h	同左
1日当たりの使用時間	連続24時間	同左

使用の季節的変動の有無		なし		同左	
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	pH	2.1	2.0	2.1	2.0
	COD (mg/L)	50	100	80	160
	SS (mg/L)	20	40	30	50
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8
	T-N (mg/L)	30	40	10	20
	T-P (mg/L)	0.5	1.5	2.0	3.0
	T-Cr (mg/L)	-	-	0.23	0.42
	Cd (mg/L)	-	-	0.04	0.08
	As (mg/L)	-	-	0.04	0.08
	Pb (mg/L)	-	-	0.04	0.08
	Se (mg/L)	-	-	0.04	0.08
	汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)	550	600	550	600
備考					

別表第 2 汚水等の処理に関する事項（1）

区分		変更前				変更後			
施設名		No. 1 工程排水中和処理施設				同左			
構造		FRP 製				同左			
主要寸法		内径 1,200 mmφ × 7,700 mmH				同左			
能力		35 m ³ /h				同左			
処理の方式		脱却＋中和				同左			
1 日当たりの使用時間		連続 24 時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	項目								
	pH	2.1	6.3	2.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0
	COD (mg/L)	204	20	327	33	204	20	327	33
	SS (mg/L)	28	28	48	48	28	28	48	48
	OIL (mg/L)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	9.8	9.1	20.9	19.4	9.8	9.1	20.9	19.4
	T-P (mg/L)	3.78	3.48	6.62	6.09	3.78	3.48	6.62	6.09
	T-Cr (mg/L)	-	-	-	-	0.20	0.20	0.37	0.37
	Cd (mg/L)	-	-	-	-	0.04	0.04	0.07	0.07

	A s (mg/L)	-	-	-	-	0.04	0.04	0.07	0.07
	P b (mg/L)	-	-	-	-	0.04	0.04	0.07	0.07
	S e (mg/L)	-	-	-	-	0.04	0.04	0.07	0.07
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		622	622	683	683	694	694	766	766

別表第 3 汚水等の処理に関する事項（2）

区分		変更前				変更後			
施設名		No. 2 工程排水中和処理施設				同左			
構造		FRP 製				同左			
主要寸法		内径 1,200 mm φ × 7,700 mm H				同左			
能力		35 m ³ /h				同左			
処理の方式		脱却＋中和				同左			
1 日当たりの使用時間		連続 24 時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚水等の汚染状態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	2.1	6.3	2.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0
	COD (mg/L)	204	20	327	33	204	20	327	33
	SS (mg/L)	28	28	48	48	28	28	48	48
	OIL (mg/L)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	9.8	9.1	20.9	19.4	9.8	9.1	20.9	19.4
	T-P (mg/L)	3.78	3.48	6.62	6.09	3.78	3.48	6.62	6.09
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		622	622	683	683	550	550	600	600

別表第 4 汚水等の処理に関する事項（3）

区分		変更なし				変更なし			
施設名		排水処理施設				中和槽			
構造		RC 構造				RC+FRP コーティング			
主要寸法		17,600W×9,200L×5,000H(mm)				3,600W×3,000L×5,000H(mm)×2 槽			
能力		40 m ³ /h				90m ³ /h			
処理の方式		pH 調整＋凝集沈殿				pH 調整			
1 日当たりの使用時間		連続 24 時間				連続 24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし				なし			
汚	区分	通常		最大		通常		最大	

水等の汚染状態	項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	2.1	5.0	2.0	9.0	5.0	6.7	9.0	8.0
	COD (mg/L)	19	15	32	25	17.5	28.9	17.5	28.9
	SS (mg/L)	27	11	46	18	19	33	19	33
	OIL (mg/L)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	T-N (mg/L)	8.7	8.7	18.6	18.6	8.9	18.8	8.9	18.8
	T-P (mg/L)	3.35	0.2	5.83	0.2	1.8	3.1	1.8	3.1
	T-Cr (mg/L)	0.19	0.07	0.35	0.13	0.03	0.03	0.06	0.06
	Cd (mg/L)	0.04	0.03	0.07	0.06	0.01	0.01	0.01	0.01
	As (mg/L)	0.04	0.02	0.07	0.06	0.01	0.01	0.01	0.01
	Pb (mg/L)	0.04	<0.01	0.07	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	Se (mg/L)	0.04	0.03	0.07	0.06	0.02	0.02	0.03	0.03
	汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)	719	719	796	796	1,279	1,279	1,406	1,406

別表第 5 排出水の汚染状態及び量

区分	項目	変更前		変更後	
		No. 1 総合排水		同左	
		通常	最大	通常	最大
汚水等の汚染状態	pH	6.7	8.0	6.7	8.0
	COD (mg/L)	7	11	6.9	12
	SS (mg/L)	7	15	5	9
	n-Hex (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2
	T-N (mg/L)	3.3	5.9	2.6	5.4
	T-P (mg/L)	0.72	1.24	0.55	0.93
	T-Cr (mg/L)	－	－	<0.03	<0.03
	Cd (mg/L)	－	－	0.004	0.01
	As (mg/L)	－	－	<0.01	0.01
	Pb (mg/L)	－	－	<0.01	<0.01
	Se (mg/L)	－	－	0.01	0.01
	排出水の 1 日当たりの量 (m ³)	4,437	4,950	4,447	4,960

(令和 8 年 9 月 3 日 揭示済)

和歌山市告示第 317 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 8 月 19 日、同月 22 日及び同月 26 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 8 月 20 日
南海和歌山大学駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 8 月 20 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 8 年 9 月 3 日揭示済)

和歌山市告示第 318 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、吹上公園、岡東公園及び 古屋	令和 8 年 8 月 19 日、同月 20 日、同月 21 日、 同月 25 日及び同月 28 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 8 年 9 月 3 日掲示済)

和歌山市告示第 319 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 8 年 9 月 4 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 5 月 16 日、同月 20 日及び同月 27 日	令和 8 年 6 月 4 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 5 月 26 日	令和 8 年 6 月 4 日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、紀和駅前公園及び宮連絡所	令和 8 年 5 月 19 日、同月 22 日、同月 26 日及び同月 28 日	令和 8 年 6 月 4 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

（令和 8 年 9 月 3 日掲示済）

和歌山市告示第 3 2 0 号

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、今福霊園管理料及び和歌山市若竹学級利用料の収納事務委託（令和 8 年告示 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

「株式会社NTT ドコモ」を「株式会社NTT ドコモ・フィナンシャルグループ」に改める。

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市告示第 321 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書	
令和 8 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 8 年度第 2 期の納期は、 令和 8 年 8 月 14 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市告示第 322 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
松江第 10 区 自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和 8 年 6 月 28 日

(令和 8 年 9 月 7 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 323 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市長 尾崎 太郎

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ワタキューセイモア株式会社 和歌山営業所

和歌山市和田 1213 番地 1

所長 原口 式史

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ワタキューセイモア株式会社 和歌山営業所

和歌山市和田 1213

(3) 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）

別表第 1 第 67 号に掲げる 洗濯業の用に供する洗浄施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第 1 のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第 2 のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 3 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 28 日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第 67 号 洗濯業の用に供する洗浄施設		
構造	内胴：材質 SUS304 外胴：材質 SUS41		
主要寸法	2,712×2,237×2,434 mm		
能力	洗濯物 200 kg/回 200 kg/h		
1 日当たりの使用時間	8 時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排	区分	通常	最大

出水の汚染状態	項目		
	pH	9～10	9～10
	BOD (mg/L)	150	200
	COD (mg/L)	90	130
	SS (mg/L)	65	100
	N-Hex (mg/L)	30	50
	T-N (mg/L)	2	3
	T-P (mg/L)	1	2
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³ /日)		20	27.6

別表第 2 汚水等の処理に関する事項

区分		既設			
施設名		洗濯廃水処理装置			
構造		鉄筋コンクリート			
主要寸法		幅 5,700×奥行 10,300×高さ 5,300 mm			
能力		95 m ³ /日			
処理の方式		回分式活性汚泥法			
1 日当たりの使用時間		24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし			
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	9～10	5.8～8.6	9～10	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	150	15	200	20
	COD (mg/L)	90	25	130	35
	SS (mg/L)	65	15	100	20
	N-Hex (mg/L)	30	7	50	10
	T-N (mg/L)	10	10	20	20
	T-P (mg/L)	3	3	4	4
汚水等の 1 日当たりの量 (m ³)		67	67	90	90

別表第 3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	排水口 1	
		通常	最大
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (m g / L)	15	20
	C O D (m g / L)	25	35
	S S (m g / L)	15	20
	N－H e x (m g / L)	7	10
	T－N (m g / L)	10	20
	T－P (m g / L)	3	4
排出水の 1 日当たりの量 (m ³)		67	90

(令和 8 年 9 月 7 日揭示済)

和歌山市告示第 324 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ワタキューセイモア株式会社 和歌山営業所

和歌山市和田 1 2 1 3 番地 1

所長 原田 式史

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ワタキューセイモア株式会社 和歌山営業所

和歌山市和田 1 2 1 3

(3) 特定施設の種類

変更なし

(4) 特定施設に関する事項

別表第 1 及び別表第 2 のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第 3 のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 4 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 28 日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 特定施設に関する事項（1）

区分	変更前		変更後	
工場又は事業場における施設番号	2-1		同左	
特定施設番号及び名称	第 6 7 号 洗濯業の用に供する洗浄施設		同左	
構造	内胴：材質 SUS304 外胴：材質 SS41		同左	
主要寸法	2,690×1,930×2,590 mm		同左	
能力	洗濯物 272 kg/回 272 kg/h		同左	
1 日当たりの使用時間	8 時間		同左	
使用の季節的変動の有無	なし		同左	
汚水等の 1 日当たりの量（m ³ /日）	通常	最大	通常	最大
	33.5	44.5	23.5	31.2

別表第 2 特定施設に関する事項（2）

区分	変更前		変更後	
工場又は事業場における施設番号	2-3		同左	
特定施設番号及び名称	第 6 7 号 洗濯業の用に供する洗浄施設		同左	
構造	内胴：材質 SUS304 外胴：材質 SS41		同左	
主要寸法	2,690×1,930×2,590 mm		同左	
能力	洗濯物 272 kg/回 272 kg/h		同左	
1 日当たりの使用時間	8 時間		同左	
使用の季節的変動の有無	なし		同左	
汚水等の 1 日当たりの量 (m³/日)	通常	最大	通常	最大
	33.5	44.5	23.5	31.2

別表第 3 汚水等の処理に関する事項

区分	変更なし				
施設名	洗濯廃水処理装置				
構造	鉄筋コンクリート				
主要寸法	幅 5,700×奥行 10,300×高さ 5,300 mm				
能力	95 m ³ /日				
処理の方式	回分式活性汚泥法				
1 日当たりの使用時間	24 時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分 項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	9～10	5.8～8.6	9～10	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	150	15	200	20
	COD (mg/L)	90	25	130	35
	SS (mg/L)	65	15	100	20
	N-Hex (mg/L)	30	7	50	10
	T-N (mg/L)	10	10	20	20
	T-P (mg/L)	3	3	4	4
汚水等の 1 日当たりの量（m ³ ）		67	67	90	90

別表第 4 排出水の汚染状態及び量

汚 水 等 の 汚 染 状 態	項目 \ 区分	変更なし	
		排水口 1	
		通常	最大
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD (m g / L)	15	20
	COD (m g / L)	25	35
	S S (m g / L)	15	20
	n - H e x (m g / L)	7	10
	T - N (m g / L)	10	20
	T - P (m g / L)	3	4
排水水の 1 日当たりの量 (m ³)		67	90

(令和 8 年 9 月 7 日揭示済)

和歌山市告示第 3 2 5 号

和歌山市道路線認定に関する告示（昭和 6 2 年告示第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 9 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

表 2—8 2 の項中 「

和歌山市雄湊
和歌山市雄湊

」 を 「

和歌山市雑賀屋町東ノ丁
和歌山市雑賀屋町東ノ丁

」 に改める。

（令和 8 年 9 月 9 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 3 2 6 号

和歌山市道路線区域決定ならびに供用開始について（昭和 6 2 年告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 9 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

「

表 2－8 2 の項中	和歌山市雄湊 8 2－1	1 0 7． 2	4． 0	を
	和歌山市雄湊 8 2－1		8． 4	

」

「

和歌山市 雑賀屋町東ノ丁 7 1 番 1	1 0 7． 2	3． 7	に改める。
和歌山市 雑賀屋町東ノ丁 7 1 番 7		4． 7	

」

(令和 8 年 9 月 9 日 掲 示 済)

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 期日 令和 8 年 9 月 1 8 日

2 場所 和歌山市議会議場

（令和 8 年 9 月 1 1 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 3 2 8 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

送達書類の名称 令和 8 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 8 年 9 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 3 2 9 号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

- 1 送達書類の名称 令和 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納 期 限 令和 8 年度第 1 期分、第 2 期分の納期限は、令和 8 年 9 月 3 0 日とする。

（別紙省略）

（令和 8 年 9 月 1 1 日揭示済）

和歌山市告示第 330 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 11 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
そうごう薬局 次郎丸店	和歌山市次郎丸 69-1	調剤	令和 8 年 9 月 1 日
そうごう薬局 きのもと店	和歌山市木ノ本 261-22	調剤	令和 8 年 9 月 1 日
そうごう薬局 榎原店	和歌山市榎原 83-10	調剤	令和 8 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションえにし	和歌山市太田 4 丁目 11-20 1F	訪問看護	令和 8 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションココレ	和歌山市内原 918-5 コトブキコーポ 203	訪問看護	令和 8 年 9 月 1 日

（令和 8 年 9 月 11 日掲示済）

和歌山市告示第 3 3 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 0 条の規定により指定自立支援医療機関の更新の届出があったので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
ふゆの薬局	和歌山市冬野 1 7 6 4 番 1	調剤	令和 8 年 9 月 1 日

(令和 8 年 9 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 3 3 2 号

配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

（登載省略）

（令和 8 年 9 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 3 3 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 0 1 1 1 9 3 9	株式会社自然	リハビリデイサービス自 然倶楽部 和歌山市西庄 3 3 7 - 3	通所介護	令和 8 年 8 月 3 1 日

（令和 8 年 9 月 1 5 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 334 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 11939	株式会社自然	リハビリデイサービス自然 倶楽部 和歌山市西庄 337-3	予防給付型通所 サービス	令和 8 年 8 月 31 日

（令和 8 年 9 月 15 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 335 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文、第 42 条の 2 第 1 項本文及び第 53 条第 1 項本文による指定をしたので、同法第 78 条、第 78 条の 11 及び第 115 条の 10 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91917	ケアパートナー株式 会社	ソエルガーデン和歌山訪問 看護 和歌山市西小二里 2 丁目 5 番 38 号	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 8 年 9 月 1 日
30701 15534	ケアパートナー株式 会社	ソエルガーデン和歌山訪問 介護 和歌山市西小二里 2 丁目 5 番 38 号	訪問介護	令和 8 年 9 月 1 日
30901 02009	株式会社自然	リハビリデイサービス自然 倶楽部 和歌山市西庄 337-3	地域密着型通 所介護	令和 8 年 9 月 1 日
30901 02017	株式会社明成	デイサービスセンター ル アナ 和歌山市中之島 1716	地域密着型通 所介護	令和 8 年 9 月 1 日

（令和 8 年 9 月 15 日揭示済）

和歌山市告示第 336 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15328	株式会社MY	訪問介護 J i n 和歌山市布施屋 783 ー 3 ハビネス松下 1 07 号	生活支援型訪問サ ービス	令和 8 年 9 月 1 日
30701 15492	株式会社K l e e	ヘルパーステーション GET UP 和歌山市小雑賀 2ー 4 ー 16 A 号室	予防給付型訪問サ ービス	令和 8 年 9 月 1 日
30901 02009	株式会社自然	リハビリデイサービス 自然倶楽部 和歌山市西庄 337ー 3	予防給付型通所サ ービス	令和 8 年 9 月 1 日
30901 02017	株式会社明成	デイサービスセンター ルアナ 和歌山市中之島 171 6	予防給付型通所サ ービス	令和 8 年 9 月 1 日

（令和 8 年 9 月 15 日揭示済）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 8 年 8 月 28 日 和建指第 2789 号	和歌山市和歌浦東二丁目 5 68 番 1 の一部、568 番 3 の一部	和歌山市餌差町一丁目 36 番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介	6.00m × 31.67m 31.67m

(令和 8 年 9 月 2 日揭示済)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 8 年 8 月 28 日 和建指第 2791 号	和歌山市北出島字馬乗免 2 4 番 11 の一部	大阪府岸和田市土生町一丁 目 4 番 23 号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇 宣綱	5.00m × 31.54m 31.54m

(令和 8 年 9 月 2 日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

- 1 土地の所在・地番
和歌山市松島字中新田 5 1 9 番 1
和歌山市松島字中新田 5 1 9 番 3（辺のみ）
和歌山市松島字中新田 5 1 9 番 1 4
和歌山市松島字中新田 5 1 9 番 1 5
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 8 年 9 月 3 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 土地の所在・地番

和歌山市三葛字樋ノ口 4 0 2 番 2
和歌山市三葛字樋ノ口 4 0 2 番 1 0
和歌山市三葛字樋ノ口 4 1 9 番 1
和歌山市三葛字樋ノ口 4 1 9 番 4
和歌山市三葛字樋ノ口 4 1 9 番 1 8
和歌山市三葛字野々浦 6 3 4 番 1
和歌山市三葛字野々浦 6 3 4 番 5
和歌山市三葛字野々浦 6 3 4 番 1 1
和歌山市三葛字野々浦 6 3 4 番 1 7
和歌山市三葛字野々浦 6 4 1 番 1

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和田字佛生田 3 8 8 番 1、3 8 8 番 4 の一部、3 8 9 番 1、3 9 0 番 1、3 9 1 番 1、3 9 2 番 1、3 9 2 番 3、3 9 3 番 1、4 1 5 番 1 の一部、水路	和歌山市餌差町一丁目 3 6 番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介

（令和 8 年 9 月 7 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市平井字西谷 7 1 0 番 1 の一部、栄谷字高塚 9 7 7 番 1 8 8 の一部、9 7 7 番 1 8 9 の一部、9 7 7 番 6 4 6（第 2 1－2 工区）	和歌山市中 6 3 6 番地 3 西日本ニュータウン開発株式会社 代表取締役 浅井大地

（令和 8 年 9 月 8 日揭示済）

公 告

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 1 項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和 8 年 9 月 10 日から令和 8 年 10 月 9 日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 2 項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 3 項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 15 日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 9 月 10 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 意見書の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号 640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和 8 年 10 月 9 日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

- (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号 640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和 8 年 10 月 26 日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の団体若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類

及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

（令和 8 年 9 月 1 0 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 14 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市杭ノ瀬字五反田 197 番 1、198 番 1	和歌山市坂田 759 番地 4 合名会社一位 代表社員 宮本昭世

（令和 8 年 9 月 14 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
5, 918 人
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
98, 631 人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
49, 316 人
(令和 8 年 9 月 3 日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 6 4 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における各投票所内の候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市七番丁 17 番地 和歌山朝日ビルディング 6 階
選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 3 0 分

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 6 5 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における開票の場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

1 場所 和歌山市梅原 5 7 9 番地 1 ノーリツアリーナ和歌山

2 日時 令和 8 年 9 月 1 3 日（日） 午後 9 時 3 0 分

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 6 6 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が 3 人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

1 場 所 和歌山市七番丁 17 番地 和歌山朝日ビルディング 6 階
選挙管理委員会事務局

2 日 時 令和 8 年 9 月 1 0 日（木） 午後 5 時 3 0 分

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 67 号

令和 8 年 9 月 13 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を、次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所及び 不在者投票を行う場所	住 所	投票所を設ける期間
和歌山市役所 1 階	和歌山市七番丁 23 番地	令和 8 年 9 月 5 日（土）～ 令和 8 年 9 月 12 日（土）
和歌山市 河北コミュニティセンター 1 階	和歌山市市小路 192 番地 3	
和歌山市 東部コミュニティセンター 1 階	和歌山市寺内 665 番地	
和歌山市 南コミュニティセンター 3 階	和歌山市紀三井寺 856 番地	
和歌山市 さんさんセンター紀の川 1 階	和歌山市直川 326 番地 7	
和歌山市 河南コミュニティセンター 1 階	和歌山市布施屋 41 番地	
オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横	和歌山市小雑賀 805 番地 1	
イオンモール和歌山 3 階 イオンスタイル前	和歌山市ふじと台 23 番地	

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 68 号

令和 8 年 9 月 13 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙の期日前投票所及び不在者投票を行う場所である和歌山市河北コミュニティセンター 1 階、和歌山市東部コミュニティセンター 1 階、和歌山市南コミュニティセンター 3 階、和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階、和歌山市河南コミュニティセンター 1 階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

開始時刻

（1）和歌山市河北コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（2）和歌山市東部コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（3）和歌山市南コミュニティセンター 3 階	午前 9 時
（4）和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階	午前 9 時
（5）和歌山市河南コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（6）オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横	午前 9 時
（7）イオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前	午前 10 時

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 69 号

公職選挙法第 17 条による投票区（平成元年選挙管理委員会告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 5 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮原 秀明

- 1 第 37 投票区（宮）の項中「太田 1 丁目」を「太田（一部を除く。）、太田 1 丁目」に改める。
- 2 第 41 投票区（宮北）の項中「吉田の一部、」を削り、「黒田 2 丁目（一部を除く。）」の次に「
黒田 3 丁目、黒田 4 丁目、黒田 5 丁目、黒田 6 丁目」を、「納定」の次に「、納定 1 丁目」加える。
- 3 第 42 投票区（宮北）の項中「吉田（一部を除く。）」を「吉田」に改める。

（令和 8 年 9 月 5 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 70 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 9 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 9 月 13 日（日）午前 8 時 00 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 17 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （2） 在外選挙人名簿に登録するについて
 - （3） 裁判員候補者予定者名簿を調製するについて
 - （4） 検察審査員候補者予定者名簿を調製するについて
 - （5） 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

（令和 8 年 9 月 8 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 7 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における各候補者の
出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表
する。

令和 8 年 9 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 9 月 1 3 日揭示済）

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第 4 号

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則
の一部を改正する規則

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宮北の部黒田 2 丁目の項の次に次のように加える。

黒田 3 丁目	
黒田 4 丁目	
黒田 5 丁目	
黒田 6 丁目	

別表第 1 宮北の部納定の項の次に次のように加える。

納定 1 丁目	
---------	--

別表第 1 宮北の部吉田の項を削り、同表太田の部太田の項中「9999 番地」を「438 番地、445 番地～9999 番地」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 5 日から施行する。

（令和 8 年 9 月 4 日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 9 月 3 日

和歌山市農業委員会

会長 丸 山 勝

1 開催日時

令和 8 年 9 月 10 日 14 時 00 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1）相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- （2）農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （3）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （4）非農地通知について

（令和 8 年 9 月 3 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 28 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市公営企業管理者職務代理者

企業局長 川 上 泰 弘

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市田屋 230 番地 5 株式会社 P r o u d 代表取締役 門野 祐介	株式会社 P r o u d	和歌山市田屋 230 番地 5	令和 8 年 8 月 3 日	第 672 号

（令和 8 年 9 月 7 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 29 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 7 日

和歌山市公営企業管理者職務代理者

企業局長 川 上 泰 弘

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県岩出市中島 451 番地の 2 有限会社松畑総合建設 取締役 松畑 邦彦	有限会社松畑総合建設	和歌山県岩出市中島 451 番地の 2	平成 15 年 3 月 5 日	第 369 号
和歌山市杭ノ瀬 100 番地 13 有本設備 代表者 有本 直純	有本設備	和歌山市杭ノ瀬 100 番地 13	平成 11 年 5 月 1 日	第 247 号

（令和 8 年 9 月 7 日揭示済）

【 正 誤 】

令和 8 年 4 月 1 日付け和歌山市公報第 1 8 2 0 号正誤表

ページ	行	誤	正
7 5	上から 3 1 行目	3 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日	3 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日